

表9 一般粉じん発生施設と規制基準

項	施設名	規模（以上）	条例	構造使用管理基準
1	コークス炉	原料処理能力 50t/日	無	1 装炭作業 ①無煙装炭装置の設置 ②装炭車にフード及び集じん機の設置 ③①②と同等以上の効果を有する装置の設置 2 窯出し作業 ①ガイド車にフードの設置及び集じん機又はこれらと同等以上の効果を持つ装置の設置 ②防じんカバー等の設置(ガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合) 3 消火作業 消火塔にハードル, フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置の設置
2	鉱物（コークスを含み, 石綿を除く）・土石の堆積場	面積 1,000m ²	有	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置 2 散水設備による散水 3 防じんカバー 4 薬液の散布又は表層の締固め 5 1～4と同等以上の効果を有する措置
3	ベルトコンベア バケットコンベア (鉱物, 土石, セメント用) (密閉式を除く)	ベルト幅 75cm バケット内容積 0.03m ³	無	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置 2 コンベア積込部及び積降部にフード及び集じん機を設置 コンベア積込部及び積降部以外の部分に3又は4の措置 3 散水設備による散水 4 防じんカバー 5 1～4と同等以上の効果を有する措置
4	破碎機・摩砕機 (鉱物, 岩石, セメント用) (湿式, 密閉式を除く)	原動機定格出力 75kW	有	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置 2 フード及び集じん機の設置
5	ふるい (鉱物, 岩石, セメント用) (湿式, 密閉式を除く)	原動機定格出力 15kW	有	3 散水設備による散水 4 防じんカバー 5 1～4と同等以上の効果を有する措置